

私道への公共下水道設置取扱要綱

平成元年7月25日 決裁

改正 平成4年8月26日 決裁

改正 平成9年2月18日 決裁

改正 平成15年1月14日 決裁

改正 平成18年4月14日 決裁

改正 平成22年3月31日 決裁

改正 平成27年1月21日 決裁

改正 平成27年3月30日 決裁

改正 令和2年6月30日 決裁

改正 令和3年7月5日 決裁

改正 令和5年2月28日 決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、岐阜市下水道条例施行規程（昭和36年岐阜市水道部管理規程第3号。以下「規程」という。）第8条の規定に基づき公共下水道を私道へ設置する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び岐阜市法定外公共物管理条例（平成16年岐阜市条例第54号）第2条第1号に規定する法定外道路等以外の道路又は通路であって、当該道路又は通路の所有者（以下「私道所有者」という。）が個人又は法人であり、かつ、一般の通行の用に供されているものをいう。ただし、私道の入口に門扉その他これに類するものが設置され、宅地の一部と認められるもの及び官公社宅等の敷地内のものを除く。
- (2) 私道下水道 この要綱に基づき、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が私道に設置し又は寄附を受け、維持管理を行う公共下水道をいう。
- (3) 共用排水設備 共同利用することを目的として私道又は宅地内に設置する排水設備等であって、私道下水道以外のものをいう。

（適用区域）

第3条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域に適用する。

（私道下水道の設置）

第4条 私道下水道は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に、使用者の申請に基づき予算の範囲内で設置するものとする。

- (1) 私道の幅員が1.8メートル以上あり、かつ、工事可能で道路としての区画形質を有していること。
 - (2) 私道下水道の即時下水道使用戸数が2戸以上あること。ただし、アパート、集合住宅、ビル等は、1棟1戸として算出する。
 - (3) 管理者が私道下水道を設置し、及び必要な維持管理を行うため、私道が無償で使用するについて、当該私道の所有者の全員が承諾していること。
 - (4) 私道及び私道下水道を使用する建物の敷地である土地に対して課された岐阜都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年岐阜市条例第21号)第1条に規定する受益者負担金の滞納がないこと。
 - (5) 私道下水道の設置の申請の際現に下水道を使用している者がいる場合は、その者が下水料金を滞納していないこと。
- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、公益上特に必要と認める私道について、私道下水道の設置及び維持管理に支障がないと認めるときは、前項第1号、第2号及び第4号の要件を緩和することができる。
- 3 管理者は、既に私道に設置されている共用排水設備を廃止し、これに替えて私道下水道を設置することができる。この場合において、第1項各号の要件のほか、私道下水道の設置を申請する者は、次の各号の要件を満たさなければならない。
- (1) 共用排水設備の廃止に要する費用を負担すること。
 - (2) 公共下水道設置工事の際に、岐阜市排水設備基準に適合する取付管及び取付柵の工事を行うこと。

（私道下水道の維持管理）

第5条 私道下水道の維持管理は、私道部分の取付管を含め、管理者が行う。

- 2 私道所有者は、前項の維持管理に関し次の各号に掲げる義務を負う。
- (1) 私道を他人に譲渡し、又は新たな権利を設定しようとするときは、譲渡を受け、又は権利を取得する者に対し、管理者が私道を使用する権利を承継させなければならない。
 - (2) 私道に設置された下水道に関し新たに排水設備の接続申請があった場合は、私道への排水設備の設置及び当該設置に伴う土地の使用について承諾しなければならない。

（私道下水道の設置申請）

第6条 私道下水道の設置申請は、代表者を定め、使用者全員が共同でしなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、私道への下水道設置申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

（1） 土地使用承諾書（様式第2号）

（2） 私道所有者の印鑑登録証明書

（3） 位置図

（4） 公図及び登記事項要約書

（5） 即時下水道使用者にあっては、規程第9条に規定する工事申込書及び施行承認申請書の写し

（6） 共用排水設備の廃棄を伴う場合にあっては、既設共用排水設備廃棄承諾書（様式第3号）

（7） 既に受益者負担金が賦課されている場合にあっては、下水道使用者の下水道受益者負担金納付証明書

（8） 既に下水道を使用している場合にあっては、下水道使用者の下水料金納付証明書

（9） 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める図書

3 管理者は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、必要な調査を行い、私道下水道の設置の可否を決定し、私道への下水道設置（承認・却下）通知書（様式第4号）により代表者に通知するものとする。

（私道下水道の設置工事）

第7条 管理者は、前条第3項の規定による承認をしたときは、私道下水道の設置工事を施工するものとする。

2 前項の設置工事に伴う復旧工事は、原則として原形復旧とする。

3 前条第2項第5号の工事申込書並びに施行承認申請書を提出した使用者は、私道下水道工事完了後、速やかに宅地内排水設備等の設置工事に着手しなければならない。

（私道下水道の変更及び廃止）

第8条 私道下水道を変更し、又は廃止しようとする者（以下「変更等申請者」という。）は、私道に設置された下水道の（変更・廃止）申請書（様式第5号）に下水道の使用者及び利害関係人の同意書（様式第6号）を添えて、あらかじめ管理者に提出し、管理者の承認を得なければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請書等の提出があったときは、必要な調査を行い、私道下水道の変更又は廃止の可否を決定し、私道に設置された下水道の（変更・廃止）（承認・却下）通知書（様式第7号）により変更等申請者に通知するものとする。

3 私道下水道の変更又は廃止に要する費用は、変更等申請者の負担とする。

（私道下水道の廃止又は変更に係る工事）

第9条 変更等申請者は、私道下水道の廃止又は変更に係る工事（以下「廃止変更工事」という。）を施工しようとするときは、下水道工事承認申請書（様式第8号）に下水道工事施工確約書（様式第9号）を添えて、管理者に提出し、承認を得なければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、必要な審査を行い、下水道工事承認書（様式第10号）により承認するものとする。

3 管理者は、前項の規定により廃止変更工事を承認する場合において、必要な条件を付することができる。

4 変更等申請者は、廃止変更工事について、管理者の承認後、廃止変更工事を施工する者（以下「施工者」という。）を工事施工者届（様式第11号）により管理者に提出しなければならない。

5 施工者は、工事完成后、管理者の検査を受けなければならないものとする。なお、管理者が修補の必要があると認めた場合には、施工者は、速やかに修補を行い、管理者の確認を受けなければならない。

（廃止変更工事により設置された施設の管理引継ぎ）

第10条 変更等申請者は、廃止変更工事において、管理者に引き継ぐ下水道施設を設置したときは、工事が完成し、管理者の検査に合格した後、速やかに下水道施設の管理引継申請書（様式第12号）を管理者に提出し、承諾を得なければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、必要な審査を行い、下水道施設の管理引継承諾書（様式第13号）により承諾するものとする。

3 管理者は、前項の規定により管理引継を承諾する場合において、必要な条件を付することができる。

（既設共用排水設備の寄附）

第11条 管理者は、共用排水設備で、第4条第1項各号の要件に加え、次の各号の要件を満たすもの（以下「既設共用排水設備」という。）の寄

附を受けたときは、既設共用排水設備を私道下水道とみなして、第5条の規定を適用するものとする。

- (1) 既設共用排水設備は本管口径が150ミリメートル以上のビニル管で、末端に公道用マンホールを有し、かつ、取付管及び取付柵については管理者が別に定める排水設備工事施工基準に適合していること。
- (2) 流下機能が正常であること。

(寄附申請)

第12条 前条の規定による寄附の申請は、代表者を定め、既設共用排水設備の設置者全員が共同でしなければならない。

2 前項の申請をしようとする者は、既設共用排水設備寄附申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出するものとする。

- (1) 既設共用排水設備寄附承諾書（様式第15号）
- (2) 土地使用承諾書（様式第2号）
- (3) 私道所有者の印鑑登録証明書
- (4) 位置図
- (5) 公図及び登記事項要約書
- (6) 既に受益者負担金が賦課されている場合にあっては、下水道使用者の下水道受益者負担金納付証明書
- (7) 既に下水道を使用している場合にあっては、下水道使用者の下水料金納付証明書
- (8) 前各号に定めるもののほか、管理者が必要と認める図書

3 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、既設共用排水設備の寄附受諾の可否を決定し、既設共用排水設備寄附受諾（承認・却下）通知書（様式第16号）により代表者に通知するものとする。

4 既設共用排水設備の所有権は、前項の規定による承認の日に岐阜市に移転するものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第13条 第6条第2項、第8条第1項、第9条第1項及び第4項、第10条第1項並びに第12条第2項の規定による申請等については、岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号）第3条第1項の規定を準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年8月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年2月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月5日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和5年2月28日から施行する。